

# インド共和国及び中東地域における市場開拓業務仕様書

## 1 目的

京都府及び(公財)京都産業21では、府内事業者の海外展開を支援するため、令和7年度に成長著しいインド市場における販路開拓の可能性を調査した。本業務は、その調査結果を踏まえつつ、インド共和国と中東地域を一体的に捉え、現地関係者とのネットワークを活用した広域的な販路開拓モデルを構築することを目的とする。

本業務では、京もの製品の市場適合性評価、テスト販売、反応分析、現地企業との協業モデルの検討を、インド・中東双方で連動させて実施することで、府内企業が両地域において中長期的に展開できる体制の構築を目指す。また、地域商社等が保有するネットワークを活用し、インドと中東を結ぶ広域市場としての可能性を探索し、相互補完的な販路開拓戦略を検討する。

## 2 実施期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

## 3 対象国・地域

インド共和国(主にデリー首都圏、ムンバイ、ベンガルール、チェンナイ、ハイデラバード、アーメダバード等)

中東地域(アラブ首長国連邦、サウジアラビア、カタール、バーレーン等、社会情勢を踏まえ委託者と協議の上、適宜設定する)

## 4 業務内容

### (1) インド・中東地域を対象としたテスト販売・反応分析

インド及び中東地域において、海外京もの常設店の開設に向けた実現可能性を検証するため、京もの製品のテスト販売および日本文化を紹介するイベントへの出展等を実施し、現地消費者の反応や購買行動を把握する。

具体的には、来場者の嗜好、評価、購買意欲等を調査し、これらの結果を基に、常設店開設に向けた商品選定、価格設定、販売方法、プロモーション手法等の課題を整理し、今後の事業展開に資する分析と提案を取りまとめる。

### (2) 中間財・技術・サービス提供を起点とした現地連携モデルの構築

完成品の輸出に依存しない持続的な海外展開を実現するため、建築、工芸、食、テキスタイル、デザイン等の分野において、京都の素材・技術・デザイン力と、現地の産業基盤や市場ニーズを組み合わせた協業モデルの構築を図る。

また、中間財供給、技術提供、共同開発、OEM・ODM、共同ブランド化など、多様な事業モデルの可能性を検討し、必要に応じて小規模な試作やワークショップ等の実証的取組を実施する。これらの活動を通じて、協業の実現可能性や市場性を評価し、府内企業がインドと中東の両地域において中長期的に展開できる連携モデルを整理・提案する。

### (3) インド及び中東地域の追加調査

インドの新規地域(チェンナイ、ハイデラバード、アーメダバード等)に加

え、中東地域における消費財市場の特性や日本製品の受容性に関する追加調査を実施する。具体的には、各地域の消費者嗜好、購買力、流通構造、商業施設の特性、文化的背景、ならびに日本文化・京もの製品に対する関心度を把握するため、現地訪問調査、関係者ヒアリング、統計データ分析等を行う。

また、現地企業や行政機関、イベント主催者等との連携可能性についても調査し、府内企業の販路開拓や協業の機会を拡大するための基礎情報を収集する。これらの調査結果を踏まえ、地域別の市場性評価や参入上の課題を整理し、今後の事業展開に資する分析を取りまとめる。

#### (4) 海外展開の準備手順の策定

令和7年度に実施したインド市場調査及び令和8年度に実施するテスト販売、反応分析、現地連携モデル構築、追加調査の成果等を総合的に整理し、次年度以降の海外展開に向けた具体的な準備手順を策定する。

具体的には、京もの製品の市場適合性評価、常設店開設に向けた課題と改善策、現地企業との協業可能性、地域別の市場性およびリスク分析を踏まえ、府内企業がインド・中東市場へ円滑に参入するためのステップや必要な支援内容を体系的に取りまとめる。

また、販路開拓、商品開発、プロモーション、現地パートナー連携など、次年度に実施すべき施策の優先順位や実施スケジュール案を提示し、京都府及び（公財）京都産業21としての海外展開支援体制の強化に資する指針を示す。

### 5 業務実施に関する注意事項

#### (1) 関係法令等の遵守

インド共和国、中東地域各国及び日本国等の関係法令を遵守して業務を実施すること。

#### (2) 事故等の未然防止と発生時の対応

事故やトラブル等の未然防止に努めること。万が一事故等が発生した場合や顧客等からの苦情があった場合は、責任をもって処理するとともに、委託者に対してその内容を速やかに報告すること

#### (3) 個人情報の保護

本業務に関連する個人情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

### 6 成果物の提出

成果等を記載した業務完了報告書を委託者まで提出すること。なお、成果物は発注者の許可なく発表又は引用してはならない。

### 7 その他

(1) 業務の開始から完了までの間、処理方法について委託者の指示に従うとともに、進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、必要に応じて委託者と連絡を取ること。

(2) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。